

登記情報システムに係るプロジェクトの推進について
【登記事項証明書添付省略に関する実施計画】
(概要)

デジタル庁・法務省

令和4年3月

はじめに (登記事項証明書添付省略の取組の背景)

課題認識

国・地方公共団体・独立行政法人等（行政機関等）で実施する手続においては、法務局で発行される「登記事項証明書」を添付書類として求めていることが多い。

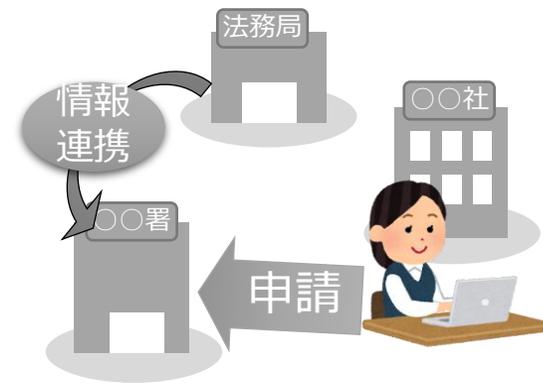
登記事項証明書を入手するための手間や費用が手続の利用者（国民）の負担に



目指す姿

法務省と行政機関等の中で、登記情報連携の仕組みを構築し、各種手続で登記事項証明書の添付省略を可能に

利用者（国民）の手続に係る負担を軽減



これまでの取組等の経緯

方針決定

登記事項証明書の添付省略に向けた取組を推進する

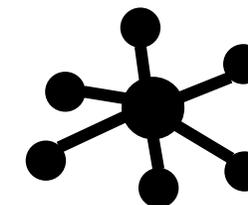
「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成28年10月31日CIO連絡会議決定）



国の連携開始

国の行政機関との間の登記情報連携の運用を開始

（令和2年10月）



利用拡大方針の決定

- ・ 地方公共団体において登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を実施
- ・ 地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討

▶ 令和3年度中に結論を得る

「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定。令和2年12月25日改定）



重点計画

登記情報システムに係るプロジェクトをデジタル庁と法務省が共同で進めるプロジェクトとして位置付け

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）



本実施計画の位置付け

重点計画が掲げる取組

重点計画

▶登記情報システムに係るプロジェクトにおける課題

課題

多くの手続で登記事項証明書の添付が求められている
▷費用・時間等が利用者の負担に

目標

行政機関間の情報連携システムの活用により、国民の各手続に係る負担を低減

取組

ニーズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修するなどして利便性の向上を図る

▶地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方についての結論を得る

本実施計画の策定

実施計画

【本実施計画の骨子】

- ▶国・独立行政法人の登記情報連携の現状を整理
 - ▶地方公共団体の実態調査を基に現状を数値で整理
- ▼
- ▶登記情報連携の仕組みの在り方についての検討結果を提示
 - ▶登記情報連携に係る課題を明確化し、取り組むべき内容を整理

現状①登記情報連携に関するシステム

登記情報システム

不動産登記及び商業・法人登記等に関する事務を処理する情報システム



登記情報連携システム

登記情報連携を実現するために整備された登記情報システムのサブシステム

利用方法

次の二つの方式で利用可能

①Web方式

政府共通ネットワークに接続した端末のWebブラウザから登記情報連携のサイトにアクセスし登記情報の検索及び取得を行う方式



②API方式

共通APIを利用してアプリケーション同士を直接連携して登記情報を取得する方式

※登記情報連携システムでAPI方式を用いることができるのは、現在のところ商業・法人登記の情報のみ



利用時間

平日の8時から20時まで



現状②行政機関等の状況

国・独立行政法人

利用可能な手続

令和2年10月の運用開始以降、登記情報連携の利用を開始した手続

令和3年10月現在

商業登記証明書

不動産登記証明書

添付を求めている手続

約 **1900** 種類以上

約 **270** 種類以上

利用を開始した手続

824 種類

53 種類

利用方式

- ・利用を開始した手続の大多数がWeb方式
- ・16の手続ではAPI方式検討又は予定

API方式は、利便性が高いが、利用する省庁側のアプリケーションを改修する必要があることなどから、どちらの方法を利用するかについては、各省庁において費用対効果を考慮して選定

地方公共団体

現状、登記情報連携を利用できない。

地方分権改革に関する提案

法令で商業登記証明書の添付が求められている手続について、登記事項証明書の書面提出によらずに情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じてほしい

登記事項証明書の添付を求めている各種手続についての**実態調査を実施**

現状③地方公共団体への実態調査の結果

手続の種類（法令単位）・申請件数

登記事項証明書の添付を求めている手続の種類（法令単位）及び申請件数

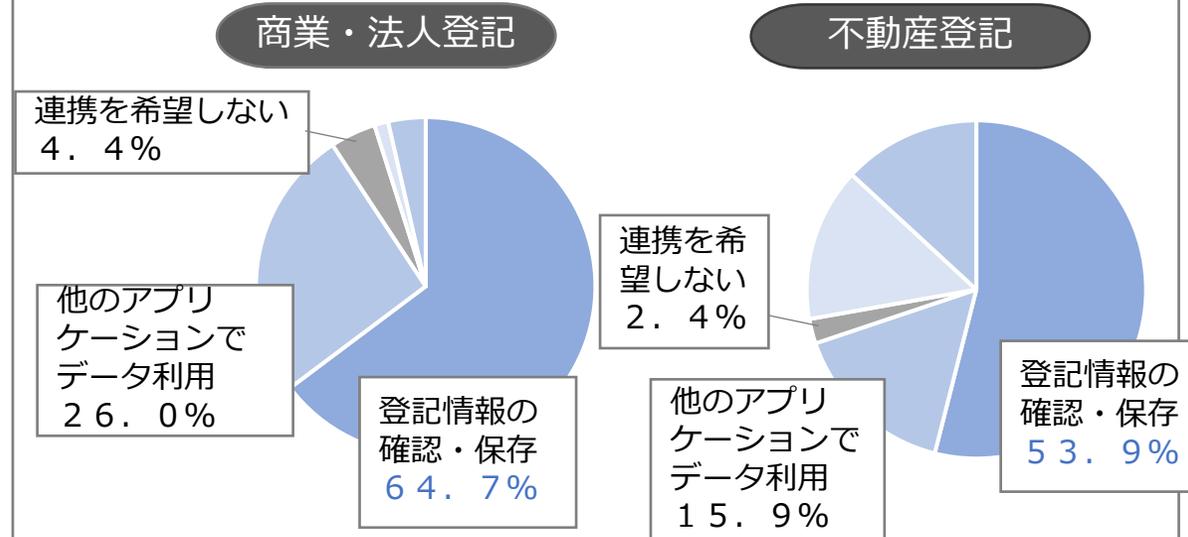
手続の種類

	商業・法人登記		不動産登記	
	都道府県	市	都道府県	市
最小	40	9	8	4
最大	79	32	30	12
平均	63	22	16	8

申請件数

	商業・法人登記		不動産登記	
	都道府県	市	都道府県	市
最小	約2千	約1千	69	78
最大	約7万	約2万	約1.7万	約9千
平均	約3万	約6千	約6千	約2千

利用方法



利用に係るニーズ

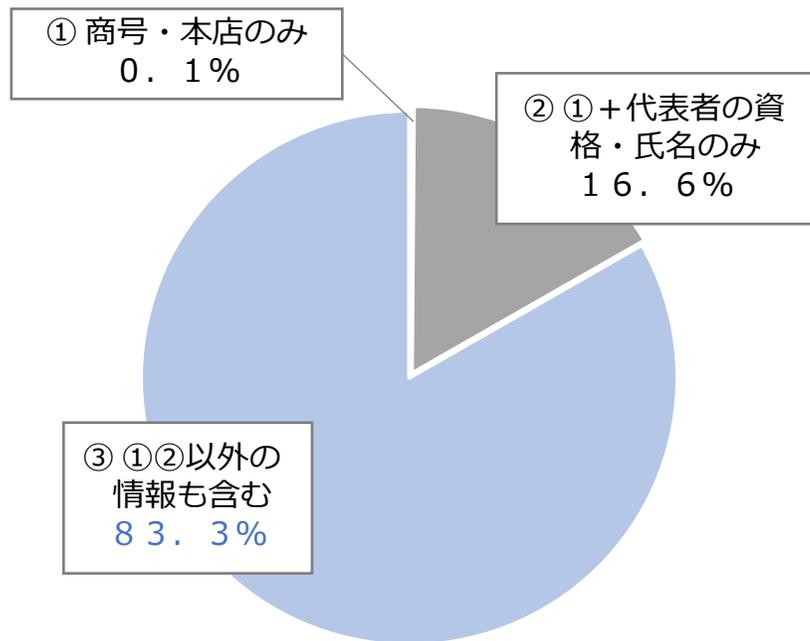
商業・法人登記
 連携を希望しないと回答したのは、全体の4.4%のみ

不動産登記
 連携を希望しないと回答したのは、全体の2.4%のみ

登記情報連携の利用ニーズあり

現状③地方公共団体への実態調査の結果

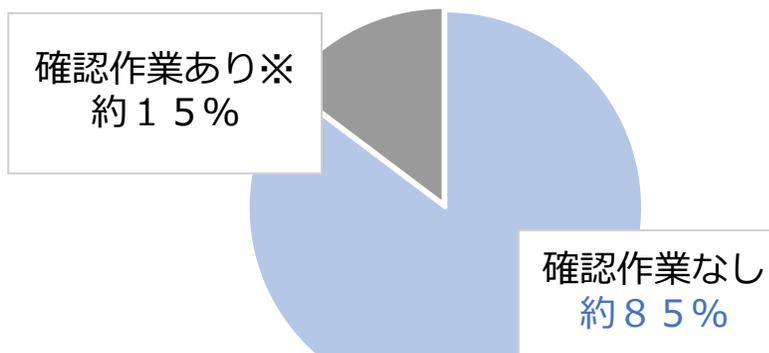
確認事項（商業・法人）



①・②はほかのサービスでも対応できる可能性あり

確認作業時間

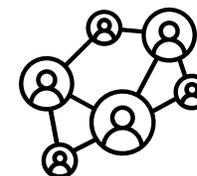
システム利用時間（8：00～20：00）以外の確認作業の有無



※全て申請受付後の確認作業

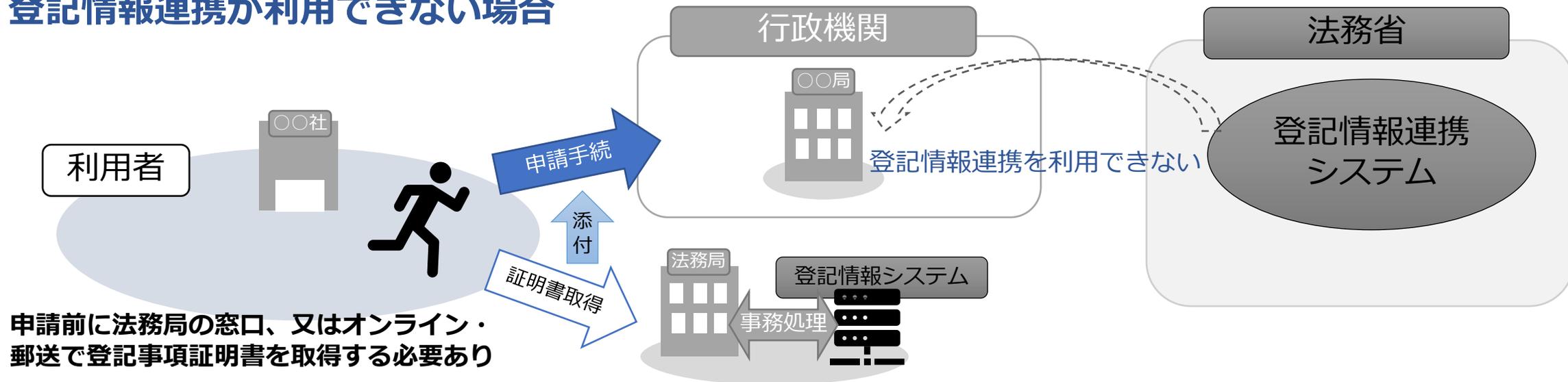
接続テストの結果

LGWANに接続すれば登記情報連携を利用できることを確認

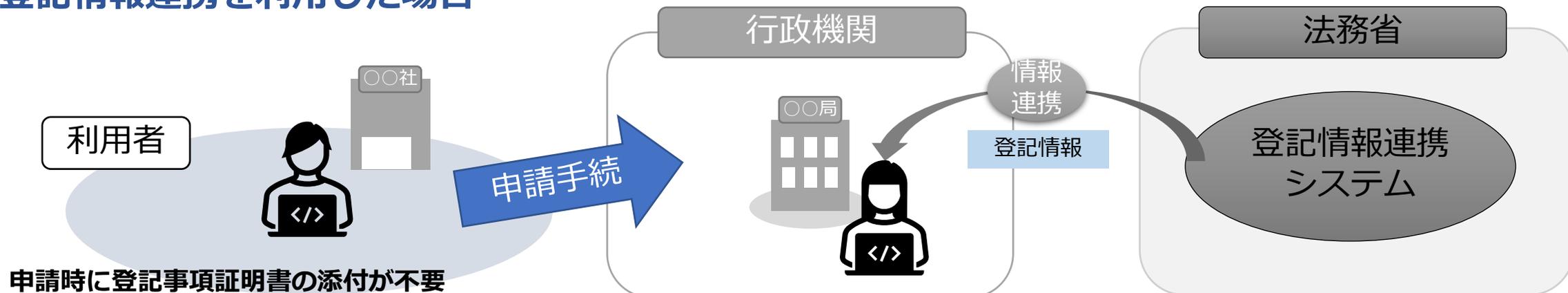


登記情報連携の目指す姿

登記情報連携が利用できない場合

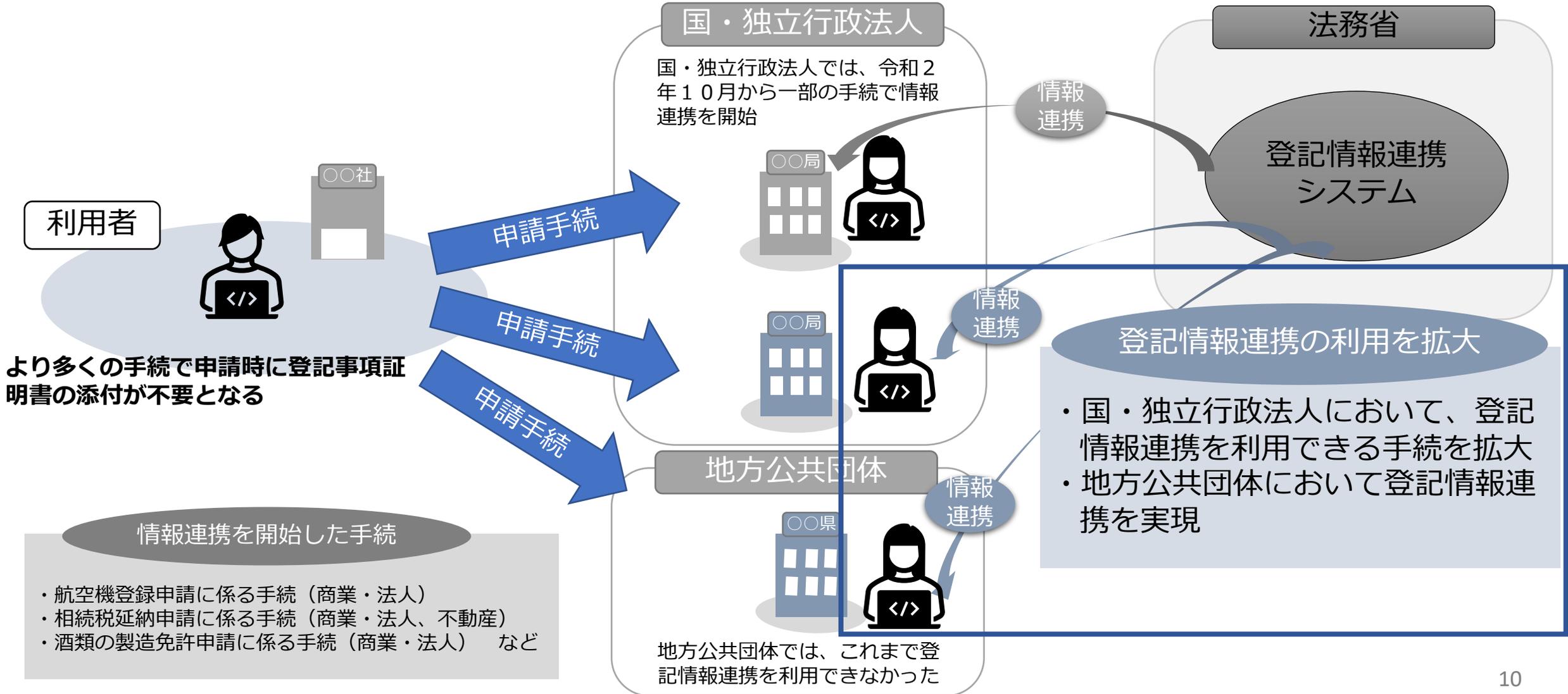


登記情報連携を利用した場合



登記情報連携の目指す姿

登記情報連携の利用を拡大すると・・・



実施計画①国・独立行政法人

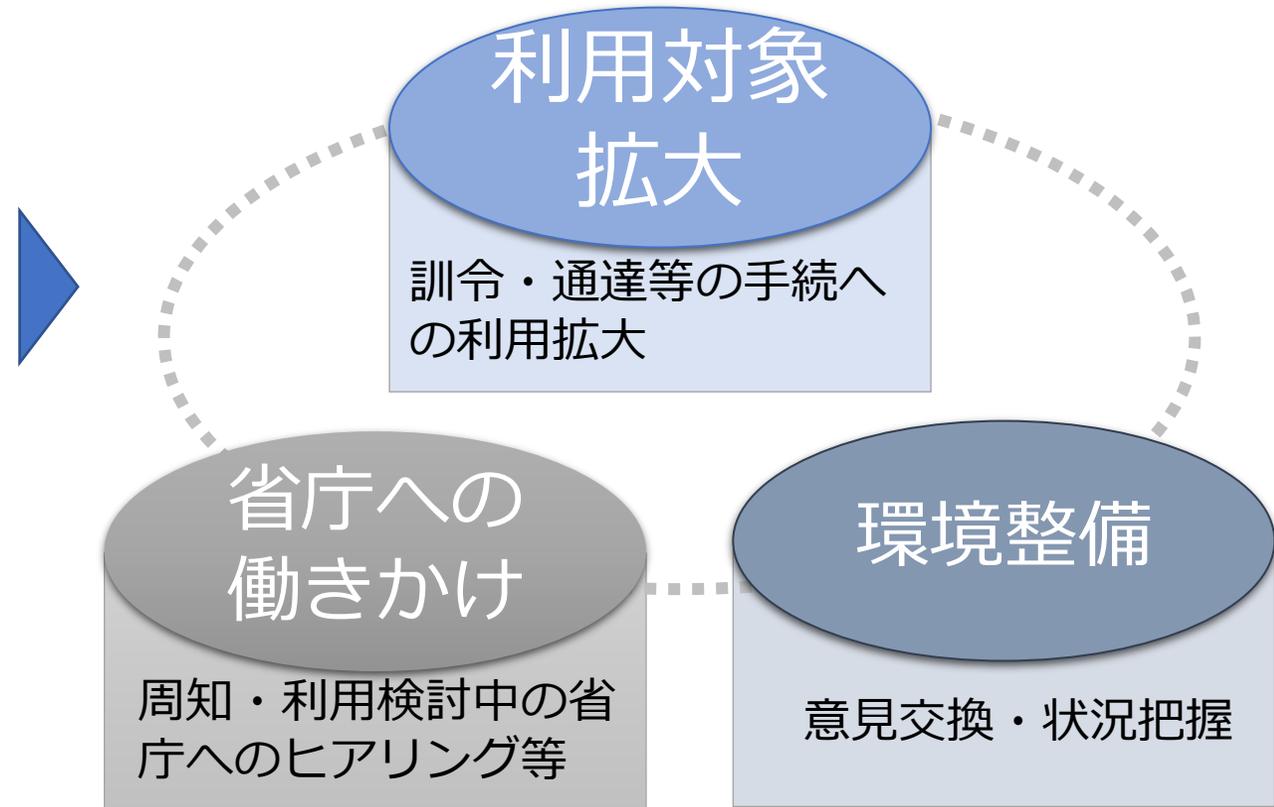
課題

各省庁へのヒアリング等により、以下の課題を把握

利用状況	添付省略の実現までに至っていない手続が多数ある
利用対象範囲	訓令・通達等の内規で登記事項証明書の添付を求めている手続にも利用の要望がある
NW環境	必要なネットワーク環境が整備されていない事務所等においても利用の要望がある
利用方法	不動産登記についてもAPI方式により利用したいとの要望がある

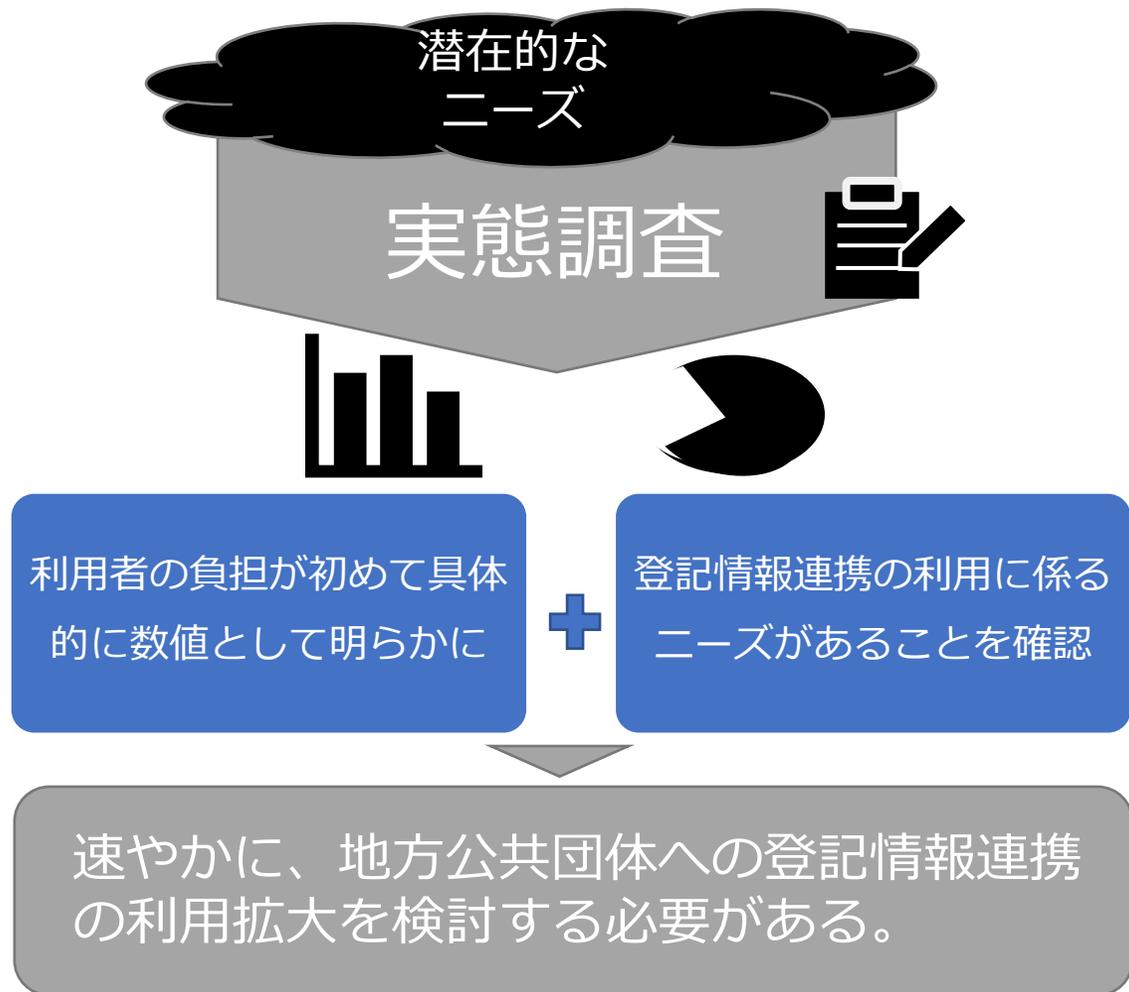
今後の取組内容

以下の3つの柱を中心に取組を実施



実施計画②地方公共団体

地方公共団体に利用を拡大する必要性



利用拡大の方向性

- ① 整備コストの少ないWeb方式による登記情報連携の拡大検討に速やかに着手し、順次、その利用を拡大
- ② コストを要するAPI方式は、国の電子申請システムにおける活用手法等を踏まえて検討
- ③ 既存の制度・サービスを活用し得ることを改めて周知

実施計画②地方公共団体 利用拡大に向けて必要な手順

今後の課題

システムリソースが不足する可能性

1つの自治体だけで年間数万単位の申請あり
→ 将来の情報連携の利用件数が現在の想定を上回り、システムリソースが不足する可能性あり



更なる調査・分析の必要

今回の調査対象は22自治体
→ 全国ベースの利用規模の推計にはより詳細な調査が必要

手順

先行実施 (PoC)

令和4年度から、まずは5~10程度の地方公共団体を対象とし、PoCも兼ねたWeb方式による登記情報連携を先行的に実施

調査・分析

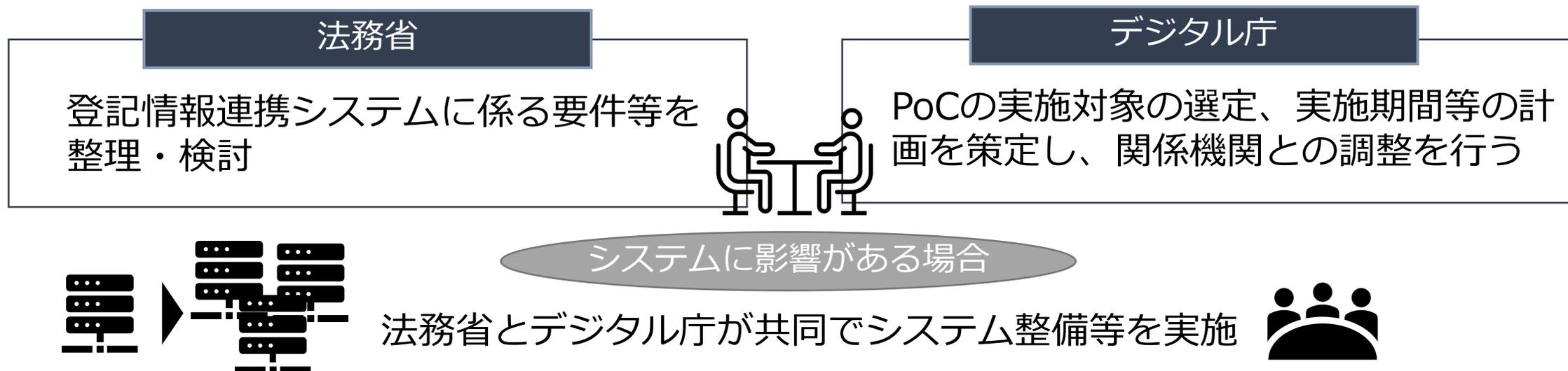
全国的な利用拡大に必要なリソースに関する調査・分析を実施

範囲拡大

登記情報システム全体の整備状況等を踏まえ、順次、利用が可能な範囲を拡大

実施計画②地方公共団体

取組推進の体制



その他の検討事項

- ・ 地方公共団体の現在の業務のほとんどは現在の利用時間内で対応可能
→ 当面は登記情報連携システムの利用時間の変更は行わない
- ・ 利用者の利便性の向上の観点から利用を開始した行政機関等からヒアリングを実施
→ 利用時間の拡大の必要性について引き続き検討

実施計画③中・長期的課題

重点計画

課題：登記情報システムの「年間運用等経費に係る予算規模が政府情報システムの中でも大きいシステムであるところ、政府方針等に基づき、運用等経費の削減に取り組んでいく必要がある」

取組：「更なるシステム構成の見直し、業務改革（BPR）等の登記情報システムに関する将来構想に係る検討を積極的に進め、運用等経費の更なる削減を目指す」

中・長期的課題

今後、登記情報連携システムの利用対象が拡大し、利用件数が大きく増加することが想定され、**登記情報連携システムの適切なリソースの拡充等、精緻な性能設計を実施する必要がある。**

登記情報連携の取組は、登記情報連携システム単体の課題ではなく、登記情報システム全体における運用等経費の更なる削減等という**中・長期的な課題に対する取組の一環として進めていく必要がある。**

登記情報システムに係るプロジェクト

